

富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更（概要）

計画の性格

- 1 目的
県内のPCB廃棄物を計画的に処理する具体的な方策を明らかにし、
確実かつ適正な処理の推進を図る。
- 2 位置付け
① PCB廃棄物特別措置法第7条の規定に基づく法定計画
② 富山県廃棄物処理計画と整合を図った上で策定（平成18年3月策定）
- 3 計画の期間
平成39年3月末まで

H28.3 変更

変更の経緯

- 1 PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）等を活用し処理が行われているが、処分委託しない事業者や使用中のPCB使用製品も存在し、基本計画に定める期限までの達成が危ぶまれる状況
- 2 このため、国は平成28年5月、PCB廃棄物特別措置法を改正し処理完了期限の1年前までの処分を義務づけるとともに、平成28年7月、「PCB廃棄物処理基本計画」を変更し期限内処理の完了に向けた必要な措置を明確化
- 3 県は、変更された改正特措法や国の基本計画を踏まえ、平成18年3月に策定した「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を変更することが必要

PCB廃棄物の現状と課題

・高濃度PCB含有変圧器・コンデンサー（H28.3.31現在）

種類	保管中	使用中
変圧器	118台	5台
コンデンサー	4,116台	134台



上記以外に使用中の機器や、保管しているにもかかわらず、
届出を提出しない事業者が存在している可能性がある。

・高濃度PCB含有安定器（H28.3.31現在）

種類	保管中	使用中
安定器	23,648台	759台



- ① 上記以外に使用中の機器や、保管しているにもかかわらず、
届出を提出しない事業者が存在している可能性がある。
- ② PCBを含むかどうか不明な機器がある。

・PCB汚染物

この他、PCBが含まれたウエス、汚泥などのPCB汚染物が存在
しているが、処理が進んでいない。

非意図的に混入したもの

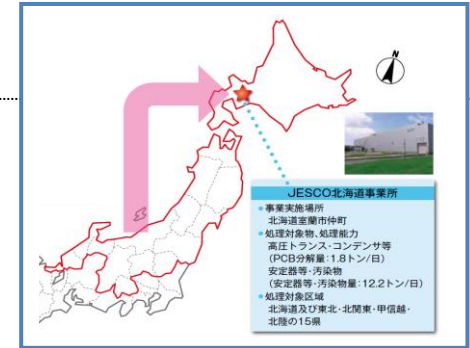
・低濃度PCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等を含む。）

PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できな
いものが多く、正確な全体像が把握できていない。

変更計画の概要

計画策定の基本的方向（処理スケジュール）

- 1 高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー）
JESCO北海道広域処理施設を活用して、平成34年3月末までに処理
特措法で定める処理期間
- 2 高濃度PCB含有安定器及び汚染物等
北海道室蘭市
JESCO北海道広域処理施設を活用して、平成35年3月末までに処理
- 3 低濃度PCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等を含む。）
民間施設
環境大臣による無害化処理認定施設及び都道府県知事の許可施設を活用して、平成39年3月末までに処理



処理完了に向けた施策（は主な追加・変更事項）

第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保

- 1 PCB廃棄物広域処理施設の整備
・高濃度PCB廃棄物：JESCO北海道広域処理施設において処理
・低濃度PCB廃棄物：環境大臣による無害化処理認定施設及び都道府県知事の許可施設において処理
- 2 処理体制確保のための方策
・保管状況等届出の提出指導、立入調査による適正保管の指導
・PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等に基づく収集運搬の安全性の確保

第4章 PCB廃棄物適正処理の推進方策

- 1 県及び富山市の役割
① PCB廃棄物の実態把握に係る施策等
・関係機関と連携し、未届のPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品の掘り起こし調査及びそのフォローアップ調査を実施
・経済産業省と連携したPCB使用製品の実態把握を実施
・県及び市町村が所有するPCB廃棄物の実態把握等を実施
② 適正処理推進のための監視、指導等
・期間内の計画的かつ確実な処理の指導
・処分期間までに処分しなかった者に対する改善命令
③ 関係機関及び関係自治体との連携
国とも連携した「北陸ブロックPCB廃棄物連絡会議」による管内のPCB廃棄物の実態把握や円滑な処理に向けた協議等の実施
④ 情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策
関係団体に対し、会員事業者を通じて保管事業者、使用事業者に適正な処理、早期交換について普及・啓発するよう協力を要請

- 2 保管事業者の役割
① 速やかな機器等登録、搬入荷姿登録の実施
② 期間内の計画的かつ確実な処理
③ 公共施設に保管された安定器の早期処理
- 3 所有事業者の役割
速やかな使用中止や代替品への転換
- 4 収集運搬業者の役割
「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守
- 5 低濃度PCB廃棄物の処理業者の役割
① 安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の推進
② 処理状況やモニタリング情報など周辺住民等に対する積極的な情報公開の実施
- 6 その他関係者の役割

第5章 その他の重要な事項

- 1 PCB使用部品を含む家電製品の処理
- 2 不法投棄未然防止対策
- 3 広域的な連携によるリサイクルの推進
- 4 地元地方公共団体への協力
広域処理施設が設置されている北海道及び室蘭市の重要な貢献を認識し、PCB廃棄物の円滑な処理等に協力
- 5 処理技術開発の促進

PCB廃棄物処理の進捗状況

主な高濃度PCB廃棄物の処分状況（H28.3.31現在）

種類	処分済量	処分量見込み*	処分率
	a	b	a/(a+b)
変圧器	290台	123台	70.2%
コンデンサー	5,095台	4,250台	54.5%
蛍光灯安定器	15,461台	24,407台	38.8%

※保管中の機器と使用中の機器の合計